平成２６年（フ）第２９号
北海道常呂郡訓子府町旭町16番地１、破産手続開始決定時の住所北海道常呂郡訓子府町旭町14番地
破産者　堤　　政子
1　決定年月日　平成26年９月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
釧路地方裁判所北見支部破産係

平成２６年（フ）第９９５号
横浜市青葉区市ケ尾町538番地６　内野マンション203
破産者　菅原亜紀子
1　決定年月日　平成26年９月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第７８号
神奈川県伊勢原市八幡台２丁目15番地の１県133号、住民票上の住所神奈川県伊勢原市東大竹723番地
破産者　指簗　浩克
1　決定年月日　平成26年９月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２６年（フ）第１１９号
神奈川県伊勢原市大住台２丁目８番地の８グランドウール202号、前住所神奈川県伊勢原市東大竹２丁目21番地の１　ヴィザージュ伊勢原千津公園204号
破産者　加納　輝男
1　決定年月日　平成26年９月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２６年（フ）第１８３号
相模原市南区若松５丁目21番５号
破産者　大澤　英一
1　決定年月日　平成26年９月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所相模原支部

平成２６年（フ）第６０６号
名古屋市瑞穂区本願寺町１丁目35番地　シャンボール近藤Ⅱ２Ａ号
破産者　田島　信之
1　決定年月日　平成26年９月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第４３号
三重県名張市桔梗が丘５番町８街区51番地
破産者　田中　貞司
1　決定年月日　平成26年９月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
津地方裁判所伊賀支部

平成２６年（フ）第３１号
兵庫県三田市友が丘３丁目18番地１、従前の住所神戸市北区中里町２丁目１番地の１Ｄ―203号
破産者　長谷川勝典
1　決定年月日　平成26年９月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第２９６号
徳島県板野郡上板町神宅字西金屋51番地８、旧住所徳島県板野郡上板町引野字青谷27番地８
破産者　川崎　末秋
1　決定年月日　平成26年９月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
徳島地方裁判所民事部

平成２６年（フ）第５７号
北海道旭川市川端町６条10丁目２番８号　永大サニーハイツ２―Ｃ号
破産者　石村　敏浩
1　決定年月日　平成26年９月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
旭川地方裁判所民事部

平成２６年（フ）第７３号
北海道留萌市沖見町２丁目167番地
破産者　茂木　耕治
1　決定年月日　平成26年９月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
旭川地方裁判所民事部

平成２６年（フ）第７４号
北海道旭川市末広６条９丁目５番７号
破産者　佐藤　忠男
1　決定年月日　平成26年９月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
旭川地方裁判所民事部

平成２６年（フ）第１５７号
北海道旭川市４条西１丁目２番５―504号カスタムプラザ504号室
破産者　橋場　繭香（旧姓明石）
1　決定年月日　平成26年９月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
旭川地方裁判所民事部

平成２６年（フ）第１７９号
北海道紋別市落石町３丁目５番地の２
破産者　岩城　雄二
1　決定年月日　平成26年９月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
旭川地方裁判所民事部

平成２６年（フ）第２８号
青森県上北郡六戸町大字犬落瀬字高舘45番地10
破産者　小笠原和利
1　決定年月日　平成26年９月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
青森地方裁判所十和田支部

平成２６年（フ）第１３号
宮城県大崎市古川諏訪３丁目５番25―406号藤ガーデンハイツ、従前の住所宮城県大崎市古川新田字上宿29番地
破産者　野田　智夫
1　決定年月日　平成26年９月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所古川支部破産係

平成２６年（フ）第８５号
山形市清住町２丁目８番７号　10カラットシャイン103号、前住所山形県酒田市東泉町３丁目１番地の６　Ａ号
破産者　田林　隆明
1　決定年月日　平成26年９月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
山形地方裁判所民事部

平成２６年（フ）第２７号
福島市町庭坂字遠原二１番地の152
破産者　二瓶ミドリ
1　決定年月日　平成26年９月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福島地方裁判所